卵子凍結費用助成事業Q&Ａ

Ｑ１　卵子凍結のメリットやデメリットとはどのようなものがありますか。

Ａ１　妊娠の可能性を将来に残すことができる一方で、妊娠・出産が必ずしも保障されるものではないこと、排卵を誘発する過程や採卵に伴う体への負担等があります。日本産科婦人科学会作成の動画「ノンメディカルな卵子凍結をお考えの方へ」は、卵子凍結を考えるうえで必要となるメリットやデメリット等の説明も含まれているため、必ず視聴してください。かかりつけの医師ともよく相談しましょう。

Ｑ２　がん等の病気で生殖機能を温存するために行う医療は対象ですか。

Ａ２　この事業は、将来的に妊娠を望んでいるが、パートナーがいない、もう少し仕事に打ち込みたいなどの理由で、若いうちの卵子を凍結しておく社会的な卵子凍結を対象としています。

がん等の病気、治療で生殖機能に影響を及ぼす可能性があり、将来の妊娠・出産の可能性を温存するための医療に対しては、兵庫県の「兵庫県小児・AYA 世代のがん患者等の妊孕性（にんようせい）温存療法研究促進事業」をご利用ください。

Ｑ３　凍結した卵子は、どこに保管されるのですか。

Ａ３　採卵をした医療機関で保管する場合と、医療機関が契約している保管施設で保管する場合があります。医療機関により異なるため、各医療機関にご確認ください。

Ｑ４　一連の医療費は通常どのくらいの費用がかかりますか。

Ａ４　自由診療のため医療機関により費用は異なります。各医療機関にご確認ください。

Ｑ５　採卵はしたけれど、卵子の状態により凍結には至っていません。採卵をしていれば助成対象となりますか。

Ａ５　採卵をしている場合は助成対象となります。その場合も「１回」となります。

Ｑ６　いつまでに申請をする必要がありますか。

Ａ６　申請期限は、卵子の凍結保管開始日の同一年度内（３月 31 日まで）です。採卵をした医療機関でそのまま保管する場合や、医療機関で採卵後に保管施設へ移送し保管する場合もありますが、どちらの場合も保管開始日が基準となります。

　採卵はしたけれど卵子の凍結に至らない場合は、採卵実施日の同一年度内（３月 31 日まで）が申請期限です。

Ｑ７　申請が１人１回限りということは、採卵回数も１回のみが対象ですか。

Ａ７　１回の採卵では凍結できた数が少なく、２回目の採卵をした場合、最初の１回だけで 40 万円に達する場合は、その時点で申請していただいて問題ありません。

　１回では 40 万円に満たず、採卵２回分をまとめて申請する場合は、医療機関に２回分まとめて証明してもらうことで、採卵２回分を対象とすることができます。

Ｑ８　１回目の採卵では凍結に至らず、２回目の採卵で凍結ができ、２回分をまとめて申請したい場合は、申請期限はいつになりますか。

Ａ８　１回目の採卵のみで申請する場合は、採卵実施日の同一年度内（３月 31 日まで）ですが、２回目の採卵、凍結も合わせて申請する場合は、２回目の凍結保管開始日の同一年度内（３月 31 日まで）となります。

Ｑ９　採卵準備のための投薬、採卵、卵子の凍結、初年度の保管費用では 40 万円に満たず、数年分の保管費用をまとめて前払いした場合は、その費用も対象となりますか。

Ａ９　対象になります。保管に要した費用が確認できる書類を添付してください。

Q10　採卵などを行う前に、初期費用として保管施設に保管費用を支払ったのですが、その費用も対象となりますか。

A10　対象になります。保管に要した費用が確認できる書類を添付してください。

Q11　過去に卵子凍結で他の自治体から助成を受けていても、姫路市に転入後、再び卵子凍結をする場合は姫路市に申請できますか。

A11　助成条件を満たしていれば申請ができます。この助成事業について、１人１回限りとなるため、転入前の他の自治体での助成歴は問いません。

Q12　追跡調査とはどのようなもので、何年くらいあるのですか。

A12　住基ネットでの追跡や、本人へのアンケート調査にご協力いただくことを条件としています。期間は少なくとも５年間、事業の継続状況により延長もあります。